

介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針

1 目的

この指針は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）等の規定に基づき、介護保険サービス事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）の介護保険サービス事業所及び基準該当サービス事業所の利用者、入所者又は入院患者に対する介護保険サービス（介護保険サービスと関連して提供されるサービスを含む。以下「サービス」という。）の提供により事故が発生した場合における市町等への報告の取扱いについて定めるものである。

2 事業者の範囲

- (1) 介護保険施設
- (2) 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び各基準該当サービス事業者
- (3) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び各基準該当居宅介護支援事業者
- (4) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 報告すべき事故は、以下に掲げるものとする。
 - ① サービス提供中における利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）の怪我又は死亡事故その他身体に影響のある重大な事故
 - 一 「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出等を含む。
 - 二 「怪我」とは、医療機関の受診又は入院を要する骨折、出血、挫傷、火傷、誤嚥又はその他これらと同等のものをいう。
 - ② 感染症又は食中毒の集団発生
 - ③ 職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの
 - ④ 震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの
- (2) 報告すべき事故は事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

4 報告の手順

- (1) 事業者は、事故が発生したときは、速やかに市町（保険者及び所在市町）へ文書により報告を行うこと。

なお、死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡を行った後、文書により報告を行うこと。
- (2) 事業者は、事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を

行い、処理が終了した時点で結果報告を行うこと。

- (3) 事業者（地域密着型サービス事業者等を除く。）は、利用者等の死亡事故等重大性の高い事故又は3－（1）－③による事故若しくは3－（1）－④による事故が発生したときは、上記（1）及び（2）に準じ、事業所所在地を管轄する各地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地方局地域福祉課」という。）へ報告を行うこと。
- (4) 市町は、地域密着型サービス事業者等の市町の指定事業者から、死亡事故など重大性の高い事故又は3－（1）－③による事故についての報告があった場合は、当該市町を管轄する地方局地域福祉課へ報告を行うこと。
- (5) 地方局地域福祉課は、事業者又は市町から報告のあった事故のうち、特に重大な事故と認められるものについて、愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課へ報告を行うものとする。
- (6) 上記（1）、（2）及び（3）の報告の書式は、別紙様式を標準とする。ただし、市町への報告において、市町により別に様式が定められている場合は、それによって差し支えない。
- (7) 上記（1）及び（2）の報告において、市町により別に報告の手順等が定められている場合は、それによって差し支えない。

5 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、速やかに市町及び利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 事業者は、感染症法、結核予防法又は食品衛生法等公衆衛生関係法規で医師に届出義務のあるもの又は「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年厚生労働省告示第268号）等その他の基準に基づき報告義務のあるものについては、この指針による報告とは別に所定の届出又は報告を行う必要があること。
- (3) 事業者は、報告した事故に関して、市町、県、保健所その他の機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な措置を講じること。

6 事故後の対応

事業者は、事故が発生した場合、事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、従業者に再発防止策を周知徹底すること。